（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座電気系専門コース （旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座電気系専門コース	社会教育法第五十条に規定する通信による教育を行うことにより、材料工学に関する組織的な教育活動を行い、もって学習する者の実力の養成及び専門的知識の向上を図ることを目的とする。	平成八年十二月十九日	
（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座電子系専門コース （旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座電子系専門コース			
（新名称） 秋田大学理工学部通信教育講座材料工学専門コース （旧名称） 秋田大学工学資源学部通信教育講座材料工学専門コース			

○厚生労働省告示第二百八十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第六項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第2に次のように加える。

1802　超音波診断用プローブ用洗浄消毒器

1803　デジタル母乳採得装置

○厚生労働省告示第二百八十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月八日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に次のように加える。

1198　超音波診断用プローブ用洗浄消毒器

1199　デジタル母乳採得装置

○国土交通省告示第七百二十四号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十一条の七の規定に基づき、登録講習機関から代表者及び役員の変更の届出があったので、同法第四十一条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十六年七月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更前の登録講習機関の代表者の氏名　亀本　和彦

二　変更後の登録講習機関の代表者の氏名　内藤　勇

三　変更前の登録講習機関の役員の氏名　石田　和成　亀本　和彦　七搦　晃

四　変更後の登録講習機関の役員の氏名　岡田順一郎　森川　誠　山根　浩司

五　変更年月日　平成二十六年六月十八日

○関東地方整備局告示第三百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月八日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十二号　山梨県南巨摩郡富士川町青柳町字整理地一七四五番一から同町青柳町字整理地一〇一〇番一まで　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月八日

○関東地方整備局告示第三百三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十六年七月八日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(1)　登録年月日　平成二十六年六月二十五日

(2)　登録番号　関東地方整備局長　18

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社Ｊ建築検査センター

(4)　住所　東京都渋谷区渋谷一丁目１３番９号

(5)　代表者の氏名　丹野　智幸

(6)　登録の区分

住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分

(7)　評価の業務を行う事務所の所在地　東京都渋谷区渋谷一丁目１３番９号（渋谷本社）　東京都渋谷区渋谷一丁目１３番９号（渋谷支店）　東京都中央区八重洲１丁目６番２号　東京都町田市中町１丁目３番２号

(8)　法第十三条の評価員の氏名

岡村　洋次、石井　則久、川添　崇正、矢﨑　聖一、長屋　昭宏、谷口　健一、高城　芳昭、小林　康子、川久保　始、山名聡一郎、五井　章、佐々木　淳、長田　政志、伊藤　龍一、遠藤由美、百々吉太郎

(9)　役員の氏名

丹野　智幸、井上　正、内山　範昭、佐藤　早苗、丹野　彰子、中野　敬久

(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

岡村　洋次

(11)　評価の業務を行う区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、山梨県、長野県